

令和 7 年度

ねたきり老人等訪問理美容サービス費助成券について

年度に 1 回、3, 000 円の助成券 2 枚綴りを交付します。

対 象

在宅 (※) でねたきりの 6 5 歳以上の方で、日常生活に他の者の介護を必要としている方。(介護保険要介護 3 以上の方が目安です。)

※施設入所者等は利用できません。

施設の例： 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム (ケアハウス)、有料老人ホーム (サービス付き高齢者住宅を含む)、グループホームなど。

利用方法

- ・ 理美容サービス **1 回あたり 3, 000 円** の助成です。
- ・ 利用者 1 人につき、年度内 2 回まで利用できます。
- ・ 一部個人負担 (交通費含む) が必要な場合がありますので、理容所又は美容所より請求された時は、差額をお支払ください。
- ・ 令和 7 年度の助成券の有効期限は、**令和 8 年 3 月 3 1 日** までです。
- ・ 自宅での利用に限ります
(デイサービスなど、福祉施設での利用は助成の対象外となります)

利用機関

利用できる理容所又は美容所は、市が指定した理美容所になります。
別紙の協力店一覧表を参照のうえ、直接お申し込みください。

介護者の方へ

理美容サービスの提供を受けるときは、必ず介護者の方が立ち会ってください。

〒 3 0 0 - 8 6 8 6

土浦市大和町 9 番 1 号

土浦市役所 高齢福祉課 高齢福祉係

電話：8 2 6 - 1 1 1 1 内線：2 4 7 9

お問い合わせ